

## 第4号議案

韮崎都市計画道路の変更

(3・5・1号 本町絵見堂線)

# 蕪崎都市計画道路の変更(山梨県決定)

蕪崎都市計画道路中、3・5・1号 本町絵見堂線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・1	本町絵見堂線	蕪崎市 本町 1丁目	蕪崎市 藤井町 字宮前	2,480m	地表式	2車線	12m	幹線街路と 平面交差 6箇所 JR中央本線と 立体交差 1箇所	
	理由		<p>蕪崎市では、昭和30年代の高度経済成長を背景とした交通量増大に伴い決定され、現在も未整備区間を含んでいる長期未着手の都市計画道路について、改めてその必要性を検討し、6路線について見直し案を取りまとめた。</p> <p>このうち、蕪崎都市計画道路(都)本町絵見堂線については、蕪崎都市計画区域を南北に縦断し、市の中心部と北社市方面を結ぶ幹線道路であり、現在の整備状況を見ると、本町交差点から絵見堂交差点までが整備済み(一部概成)となっている。本町交差点以南は、計画決定時以後に整備された国道20号や同じく整備済である(都)武田橋通り線が、既に骨格を成す幹線道路として道路ネットワークを形成しており代替機能も有しているため、この区間を新たに整備しても交通量はそれほど見込めない。</p> <p>このことから、本町交差点から(都)市役所通り線までの未整備区間160mについては、廃止とする。</p> <p>なお、見直し路線のうち、本路線を除く5路線については、国道及び県道を含まないことから、蕪崎市決定案件として、手続きを行っている。</p>							

## 新旧対照表

<現>

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・1	本町 絵見堂線	蕪崎市 本町 1丁目	蕪崎市 藤井町 字宮前	2,640m	地表式	2車線	12m	幹線街路と 平面交差 9箇所 JR中央本線と 立体交差 1箇所	

<新>

種別	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・1	本町 絵見堂線	蕪崎市 本町 1丁目	蕪崎市 藤井町 字宮前	2,480m	地表式	2車線	12m	幹線街路と 平面交差 6箇所 JR中央本線と 立体交差 1箇所	

## 都市計画道路 見直しフロー



### 【必要性の検証】における項目

- ①都市構造としての骨格軸
- ②主要拠点へのアクセス性
- ③幹線性
- ④混雑緩和
- ⑤他市との連携や高次医療等、市外の都市間との連絡軸
- ⑥住宅地内等への通過交通が抑制
- ⑦連続機能
- ⑧歩行者・自転車のネットワーク形成
- ⑨安全で快適な歩行空間
- ⑩収容空間
- ⑪緊急輸送路、重要な避難路
- ⑫消防困難区域の解消
- ⑬延焼防止機能
- ⑭街並み・景観形成

見直し案の作成

・関連事業等との調整  
・将来交通需要の検証

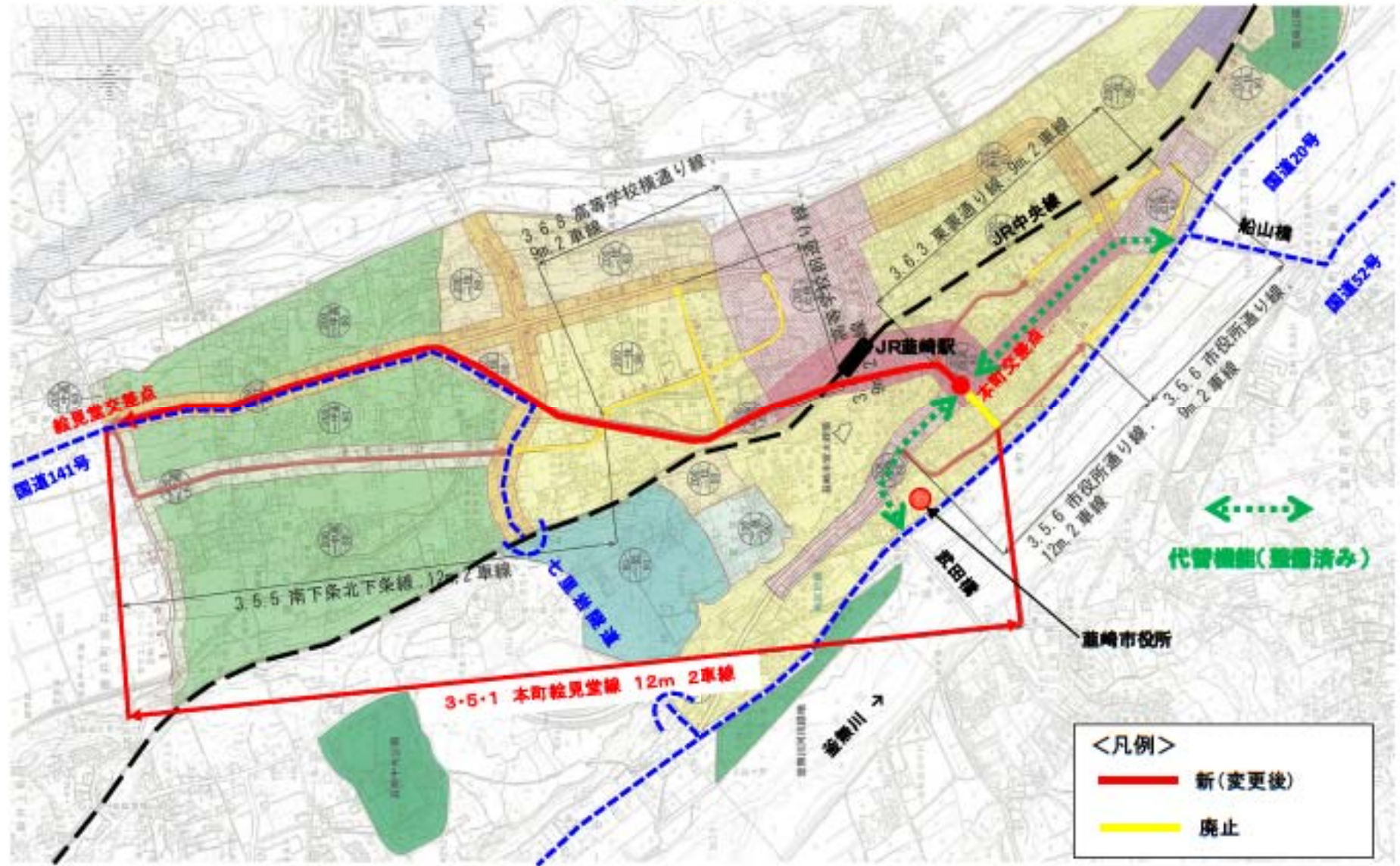
見直し案の決定

## 都市計画道路の見直し検討結果

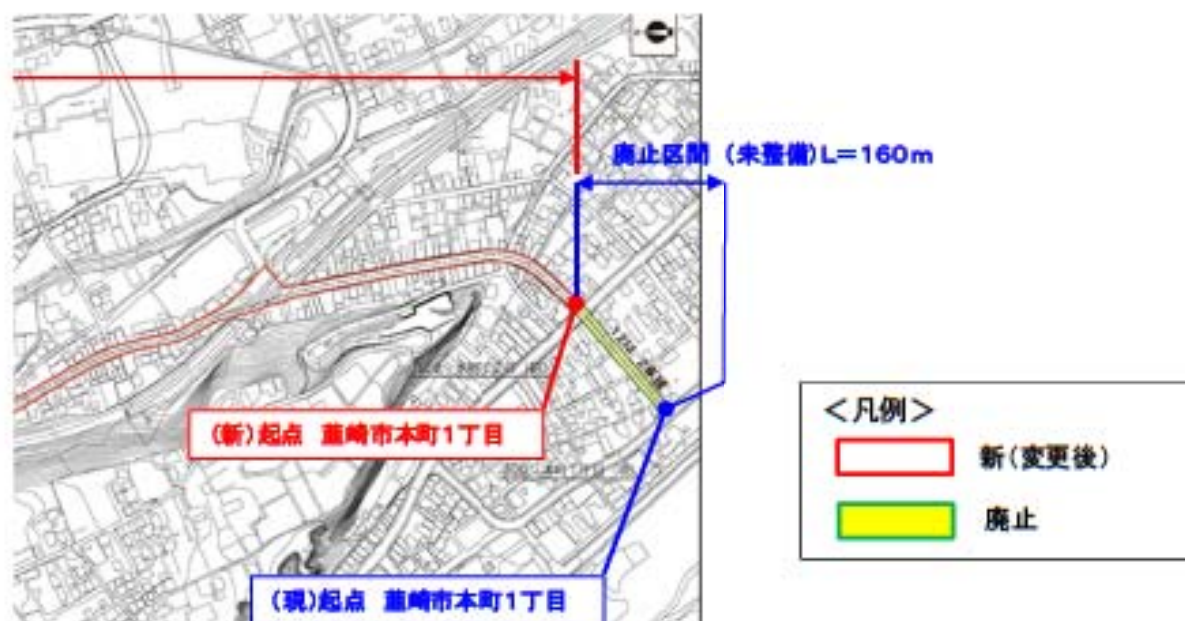
名称		区間	事務概要		県庁協議	見直し原案	意見交換会の意見	意見交換会を踏まえた案
番号	路線名		庁内会議検討結果					
3・5・1	本町駐留堂線	①	●必要性の検証における該当項目がなく、商業交通量配分では交通量が少なく周辺道路への影響も生じないことから、廃止とする	廃止	事務局案でよい	廃止	廃止でよい	廃止
		②	●道路の必要性が高いことから、存続とする。	存続	事務局案でよい	存続	存続でよい	存続
3・5・5	南下茶北下茶線	①	●町界の境界線が不明瞭なことから、境界線が不明瞭なことから、周辺道路への影響も生じることになるため、存続とする ●歩行者、自転車の安全性を確保するため、幅員確保について見直しを検討する必要がある	存続	事務局案でよい	存続	存続でよい	廃止 ●町界の境界線が不明瞭であり、既に町界内を道路が横断するため、業務そのものが存在できなくなることから廃止を希望する意見が多数寄せられた
3・5・6	市役所通り線	①	●対面でも必要の幅員3・5・2路線との連続性を確保するため、存続とすべきだが、計画区域コミュニティ集積の恐れがあるため、変更（幅員縮小）とする	変更	都市計画道路としての幅員を考慮すると、変更ではなく存続が望ましい	存続	存続でよい	存続
		②	●構造上の問題があるため、廃止とする ●なお、必要性の該当項目については、3・5・2小学校前通り線を代替することで機能の代替を図るものとする	廃止	事務局案でよい	廃止	廃止でよい	廃止
		③	●道路の必要性がなく、構造上の問題があるため、廃止とする	廃止	事務局案でよい	廃止	廃止でよい	廃止
3・6・2	小学校前通り線	①	●3・5・6と3・6・3の防災圏に繋がる機能確保を図る位置づけもあり、道路の必要性が高いことから、存続とする ●歩行者、自転車の安全性を確保するため沿道にお店を誘致する意向、周辺の道路環境を考慮する必要がある	存続	事務局案でよい	存続	存続でよい	存続
		②	●3・5・6と3・6・3の防災圏に繋がる機能確保を図る位置づけもあり、道路の必要性が高いことから、存続とする	存続	事務局案でよい	存続	存続でよい	存続
3・6・3	東裏通り線	①	●構造上の問題があるため、廃止とする ●廃止とした場合、東端の部の道路幅が若干上昇となるが周辺への大きな影響は生じない。	廃止	事務局案でよい	廃止	廃止でよい	廃止
		②	●構造上の問題があるため廃止とする。 ●なお、必要性の該当項目については、3・6・2駅前2を代替することで代替を図るものとする。廃止とした場合、東端の部の道路幅が若干上昇となるが大きな影響は生じない。	廃止	事務局案でよい	廃止	廃止でよい	廃止
		③	●道路の必要性が高いことから、存続とすべきだが、計画区域コミュニティ集積の恐れがあるため、変更（幅員縮小）とする	変更	都市計画道路としての幅員を考慮すると、変更ではなく存続が望ましい	存続	存続でよい	存続
3・6・4	警察署前通り線	①	●道路の必要性が高いことから、存続とする。 ●歩行者、自転車の安全性を確保するため、幅員確保について見直しを検討する必要がある	存続	事務局案でよい	存続	存続でよい	存続
		②	●道路の必要性が高いことから、存続とする。 ●歩行者、自転車の安全性を確保するため、幅員確保について見直しを検討する必要がある	存続	事務局案でよい	存続	存続でよい	存続
3・6・7	高等学校前通り線	①	●見直し区域を迂回する現象が、3・6・7路線の代替路ともなるため、廃止とする	廃止	事務局案でよい	廃止	廃止でよい	廃止
		②	●県道で交通量も、機能確保が可能であるため、廃止とする	廃止	事務局案でよい	廃止	廃止でよい	廃止
3・6・8	高等学校横通り線	①	●代替路があるため、廃止とする	廃止	事務局案でよい	廃止	廃止でよい	廃止
		②	●代替路があるため、廃止とする	廃止	事務局案でよい	廃止	廃止でよい	廃止



(都市計画総括図)

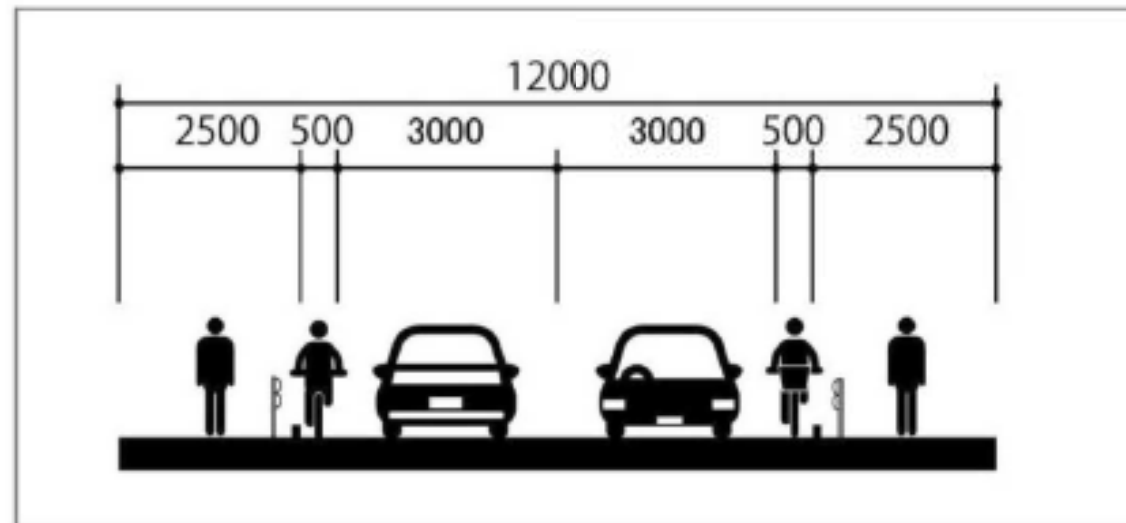


## 計画図(新旧対象図)



# 標準横断面図

【幅員 12mの場合の標準断面構成】





# 第4号議案 現況写真（航空写真）





第4号議案 現況写真 ① (本町交差点 変更後の起点 終点側より)  
(都) 韭崎本町通り線と交差



## 第4号議案 現況写真 ② (本町交差点 (都) 荏崎本町通り線より)





第4号議案 現況写真 ③ ((都)本町絵見堂線 存続区間 起点側より)





第4号議案 現況写真 ④ ( (都)市役所通り線 起点側より  
本町絵見堂線交差部 )



第4号議案 現況写真 ⑤ ( (都)本町絵見堂線 変更前の起点 )



## 都市計画の策定の経緯の概要

### 蕪崎都市計画道路の変更（3・5・1 本町絵見堂線）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成27年 2月20日 2月21日 2月22日 2月28日 3月 1日 3月 2日	※蕪崎市決定分に含め実施
公 聴 会	平成27年10月23日	公述人無し。開催中止。 ※蕪崎市決定分に含め実施
国土交通省関東地方整備局 事前協議	平成28年 1月20日	異存なし
関係市の意見聴取	平成28年 1月29日	蕪崎市 異存なし
計画案の公告・縦覧 (法17条に基づく公告・縦覧)	平成28年 3月 3日 ～ 3月17日	縦覧者:なし 意見書:なし
山梨県都市計画審議会	平成28年 9月 6日	
国土交通大臣同意	平成28年9月末予定)	
都市計画決定告示	平成28年10月(予定)	